

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人久伊豆福祉会

(目的及び意義)

- 第1条 この規定は、社会福祉法人久伊豆福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 上記に加えて、定款第6条に規定する評議員選任・解任委員の報酬等についても、本規程により必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語に定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任・解任委員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、概ね週平均3日以上業務にあたる者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何は問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬
- (4) 評議員選任・解任委員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

- 第4条 常勤の理事等に対する報酬等の額は、次の掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬別表第1に定める額
- (2) 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- (3) 評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- (4) 評議員選任・解任委員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月21日
- (2) 非常勤の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員に対する報酬は、理事会又は評議員会等への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規定は平成30年4月1日より施行する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

*常勤理事の報酬については、年間総額200万円を上限として理事会に於いて決定する

別表第2（非常勤の役員の報酬）

役職名	報酬等の額
理事	会議等への出席の都度：1人一律 10000 円
監事	会議等への出席の都度：1人一律 10000 円
評議員	会議等への出席の都度：1人一律 10000 円
評議員選任・解任委員	会議等への出席の都度：1人一律 10000 円